

●香川県告示第342号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成25年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 取消年月日

平成25年7月8日

2 住所

丸亀市土器町東8丁目526番地

3 名称

香川県中讃食品衛生協会

4 売りさばき場所

丸亀市土器町東8丁目526番地 中讃保健福祉事務所内